平成２５年（フ）第９２号
新潟県長岡市寺泊年友1302番地１
債務者　木村ひとみ
１　決定年月日時　平成25年７月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第９４号
新潟県長岡市信濃２丁目10番40号　ステータスむつみ201号室
債務者　青木　千恵
１　決定年月日時　平成25年７月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第４号
北海道檜山郡江差町字南が丘７番地の６
債務者　早川　麻子
１　決定年月日時　平成25年７月５日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２５年（フ）第５９号
青森県十和田市大字三本木字牛泊60番地９　コーラスハイツ１号室
債務者　長谷川博美
１　決定年月日時　平成25年７月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第６０号
青森県十和田市ひがしの１丁目19番10号
債務者　佐々木春彦
１　決定年月日時　平成25年７月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第１７４号
相模原市緑区元橋本町26番８号　橋本荘27号室
債務者　霧生　和男
１　決定年月日時　平成25年７月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１９２号
相模原市中央区千代田１丁目10番４号　ヴァンハウス相模原Ⅲ102号室
債務者　高橋　宏二
１　決定年月日時　平成25年７月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２０８号
相模原市中央区中央５丁目12番19号　ガーデンヒルズ103
債務者　岩田　　豊
１　決定年月日時　平成25年７月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２１２号
相模原市中央区上溝７丁目24番12号　ハイツ西205
債務者　宇井　義巳
１　決定年月日時　平成25年７月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２１４号
相模原市中央区矢部３丁目18番15号　ニューライフ矢部寮
債務者　松橋　栄作
１　決定年月日時　平成25年７月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第８号
新潟県佐渡市徳和2530番地２
債務者　曽川　　登
１　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２５年（フ）第９号
新潟県佐渡市徳和2530番地２
債務者　曽川　典子
１　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２５年（フ）第２１１号
愛知県一宮市東五城字大平裏５番地　県営住宅４棟308号
債務者　中西　幸男
１　決定年月日時　平成25年７月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１７２号
大阪府藤井寺市沢田２丁目10番53号、申立時の住所大阪府藤井寺市小山８丁目７番２号
債務者　北野　安子
１　決定年月日時　平成25年７月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２８４号
堺市東区白鷺町２丁６番14―104号
債務者　あーと・いーとこと　山枡　秀彦
１　決定年月日時　平成25年７月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３１０号
堺市堺区北丸保園１番９号パラッツオ安藤201号、住民票上の住所大阪府岸和田市東大路町288番地
債務者　赤阪　祐馬（旧姓竹本）
１　決定年月日時　平成25年７月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３１９号
大阪府藤井寺市小山７丁目1234番地の16
債務者　竹中　香織
１　決定年月日時　平成25年７月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係